

中川事務所新聞

第 1 3 6 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【無線LANただ乗りで逮捕】

他人の無線LAN (WiFi) に勝手に繋いで使用した男が電波法違反で逮捕されました。

無線LANといえば最近は多くの家庭で使用されており、セキュリティが甘ければ簡単にただ乗りすることができます。ただ乗りそのものにはそれほどの実害は考え難いのですが、やはり他人の物を勝手に利用するのはよくないことなのでしょう。

【NHKが受信料裁判で敗訴】

受信契約をしていなければ受信料を払う必要はない (松戸簡裁H27/4/15判決)。

少なくとも私はNHKと交わ



した受信契約書を持っていません (ほとんどの人が持っていないのではないのでしょうか)。つまり、契約をした証拠はないので、受信料を払う必要はない。ということなのですが、実際にはそうはならないでしょう。

裁判上のテクニックの問題 (専門的過ぎるので詳細は省きます) で時としてこのような奇妙な判決が出ます。この判決を盾に調子に乗って払わないでいると痛い目に遭いますよ。

【H27年度の金融支援策がまとまりました】

中小企業庁から発表された概要は以下の通り。

1. 一時的な資金繰りなど、困ったときにこそ活用できる制度
2. 目的と条件によって、低利で負担の少ない融資・保証を受ける制度
3. 震災復興に取り組む方々が利

用できる制度

4. 保証人なしで融資を行う制度

具体的・個別の制度は中小企業庁HPに掲載されているほか、リーフレットも発行されています。

【7月の事務予定】

- ・ 7月決算法人期末実地棚卸
- ・ 4月決算建設業決算変更届
- ・ 6月決算法人確定申告&納税
- ・ 11月決算法人中間申告&納税
- ・ 納期特例源泉所得税の納付
- ・ 労働保険料の納付
- ・ 社会保険算定基礎届
- ・ 梅雨明け後の暑さ対策



知ってお得！？法律雑学

Q . スマホのGPS機能、皆さんはON派それともOFF派？

A . 電池を長持ちさせるためやプライバシーの観点から、GPS機能は地図アプリなど必要な時以外はOFFにしている人は大勢いると思います。そういった人に一つ注意してほ

しいことがあります。

街中などで救急車を呼ぶ場面に遭遇した場合、国内の9割以上の消防署で発信者のGPSで通報場所を特定するシステムが稼働しています。当然ながらOFFではこのシステムが有効に働きません。出勤が1分遅れると致死率が10%上

がるとも言われています。救急車を呼ぶときはGPSをONにすることを忘れずに。

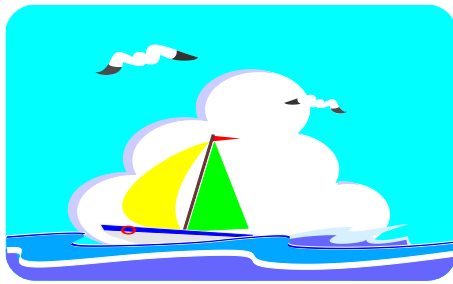


経営談義

【折り返し融資を受けられない！】

多くの中小企業においては、一度銀行から融資を受けて返済が進むと、再び融資を受けるということを繰り返します。一般的には元の融資額までは簡単に折り返し融資を受けられるものですが、時として銀行に拒否されることもあります。その際の銀行が拒否する判断ポイントとして以下のようないことが挙げられます。

借入が多い
総借入金から正常運転資金



(= 売掛金 + 在庫 - 買掛金) と現預金を差し引いた純借入金を返済する (返済原資 = 経常利益 + 減価償却費) のに10年以上を要する場合。

実質赤字
減価償却を実施していない場合は、適正償却額を利益から差し引いて正味の利益を見る。

保険金等の一過性の収入があった場合は、利益から差し引いて正味の利益を見る。

数年間で見たトレンドで赤字基調である。

決算書は黒字、直近試算表は赤字の場合。

実質債務超過
簿価は資産超過でも実態で債務超過になっている場合。

定性面
役員間で採めている。
銀行と採めている。
業界環境が厳しい。

これらへの対応策を簡単に言うと、黒字であることと、自社の状況を正確に表現することの2点に集約されます。分析はコンピュータと人の感性で多面的に行われます。小手先のテクニックで一時凌ぎができたとしても長くは続きません。余計なテクニックを考えるより、正攻法で王道を歩みましょう。



北海道の長女から父の日のプレゼントが届きました。この町の人は全員フサフサなのでしょう？
うらやましい。

雑草が生い茂っていた事務所下の花壇から訳も分からず草を引き抜いてすつきりさせました。すると、その日のうちにつぼみが膨らんで花が咲きました。花の名前はわかりませんが、毎日新しい花が咲いています。余計なことに労力を費やすと(雑草が増えると)、本業の実りがない(雑草に養分を奪われる)ということを教えられたような気がします。

あひがね

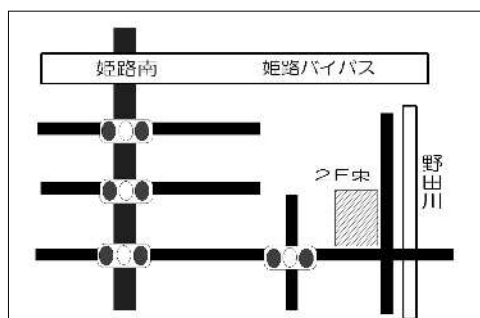
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp